

「新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び 特定個人情報の提供に関する条例（仮称）」骨子（案）について

1 条例制定の背景について

平成25年5月31日に公布された、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）では、住民票を有するすべての方に固有の番号（以下「個人番号」という。）を付番することとしています。

個人番号は、社会保障、税、災害対策分野の行政手続において、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

これにより国や地方公共団体等が保有する個人情報の照会や提供が行えるようになり、情報の連携を行うことで、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化に資する効果が期待されます。

本制度では、番号法に規定されている事務でのみ個人番号の利用及び個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の提供が認められていますが、個人番号を市独自の事務に利用する場合及び同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合は、その旨を条例に規定する必要があります（番号法第9条第2項）。

また、同一地方公共団体の他機関（教育委員会等）との間で特定個人情報の授受を行う場合も、その旨を条例に規定する必要があります（番号法第19条第9号）。

以上から、本制度のメリットをより高め、市の内部でも個人番号を利用した情報の連携等を可能とするため、「新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（仮称）」を制定しようとするものです。

2 条例の概要

（1）条例の趣旨

この条例は、番号法第9条第2項及び同法第19条第9号（※）の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の授受に関し必要な事項を定めるものとします。

※番号法（抜粋）

【第9条第2項】

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

※番号法（抜粋）

【第19条第9号】

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

（第1号～第8号略）

9 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

（2）定義

この条例で規定しようとする用語の意義は、次のとおりです。

ア 個人番号

番号法第2条第5項に規定する個人番号をいいます。

イ 特定個人情報

番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいいます。

ウ 個人番号利用事務実施者

番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいいます。

エ 情報提供ネットワークシステム

番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいいます。

（3）市の責務

市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施することを規定します。

（4）個人番号の利用範囲

ア 地方公共団体独自の番号利用（番号法第9条第2項）

（ア）法定事務以外の事務における番号利用（独自利用）

番号法では、社会保障・税・災害対策に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して個人番号を利用することができることとされていることから、行政の効率化や市民の利便性の向上等につながる事務について条例に規定するものです。

また、番号法別表に掲げる事務（以下「法定事務」という。）以外の事務であって、法定事務と一体的に実施されるなどの理由で、個人番号を利用しないと事務に支障をきたすこととなるものについて、当該事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用する旨を条例に規定します。

条例への定め方は、条例に個別具体的に定めます。

(例)

機関	事務
市長	〇〇に関する事務であって規則で定めるもの

(イ) 独自利用事務の庁内情報連携による番号利用

(ア) の「法定事務以外の事務における番号利用」において事務を行ううえで、庁内同一機関内（税担当課と福祉担当課等）の情報連携を行うことで利用者の利便性の向上や事務の効率化等が図れることから、当該事務において庁内同一機関内で特定個人情報の授受を行えるよう規定します。条例への定め方は、条例に個別具体的に定めます。

(例)

機関	事務	特定個人情報
市長	〇〇に関する事務であって規則で定めるもの	〇〇関係情報であって規則で定めるもの

(ウ) 法定事務の庁内情報連携による番号利用

番号法別表第2では、行政機関間（市と国間等）での特定個人情報の授受ができることのみを規定しているため、市内部で特定個人情報のやりとりをする場合は、条例に定める必要があります。

番号法別表第2に規定される事務において、市の内部で特定個人情報を利用することは、法の趣旨に合致することから、市内部での特定個人情報の利用ができるよう条例で定めます。

条例への定め方は番号法別表第2に定められた情報連携と同じ内容の情報連携を庁内で実施できることを包括的に定めます。

イ 地方公共団体の他の執行機関への特定個人情報の提供（番号法第19条第9号）

地方公共団体の同一団体内の他機関（教育委員会等）に対し、番号法に掲げる事務の範囲内で、自ら保有する特定個人情報を、事務処理に必要な限度で、提供することができることを規定します。

条例への定め方は、条例に個別具体的に定めます。

(例)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	〇〇に関する事務であって規則で定めるもの	市長	〇〇関係情報であって規則で定めるもの

(5) 規則への委任

条例の施行に関し、各事務から授受する特定個人情報の詳細については規則で規定します。

(6) 条例の施行及び制定の時期

条例の施行日は、個人番号の利用開始日である平成28年1月1日（番号法附則第1条第4号関係）とします。

それに伴い、その前に利用する事務を明確にすることや、システムが適正に運用されるように試験などの準備行為を行うために、個人番号の通知が始まる平成27年10月までに条例を制定する必要があります。